

諮問日：平成30年10月3日（平成30年度（情）諮問第15号）

答申日：平成31年4月19日（平成31年度（情）答申第1号）

件名：東京高等裁判所において特定の裁判官を嚴重注意処分とした際に作成した
文書の不開示判断（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙記載の各文書（以下、併せて「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が、その存否を明らかにしないで不開示とした判断（以下「原判断」という。）について、最高裁判所事務総長が本件開示申出文書の存否を明らかにして開示等の判断をすることとしていることは、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が平成30年8月27日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

特定の裁判官に対する嚴重注意処分が存在するという情報は、慣行として公にされている情報といえるから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に規定する不開示情報に相当しない。

嚴重注意処分に関する記載のある報告書がブログに掲載されているところ、そのことによって公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼしているわけではないから、特定の裁判官に対する嚴重注意処分が存在するという情報は、同条6号に規定する不開示情報に相当しない。

特定の裁判官に対する嚴重注意処分が存在するという情報は、裁判官分限事

件の決定書に記載され、官報により公示されることが予想されるから、同条1号及び6号に規定する不開示情報に相当しない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 本件開示申出文書の存否を答えるだけで、特定の裁判官に対する嚴重注意の有無という個人識別情報（法5条1号）及び人事管理に係る事務に関与する判断権者及び職員に対し、文書の作成、管理、保存について好ましくない影響が生ずる等、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報（同条6号ニ）を開示することになる。

2 原判断を行った時点及び本件について諮問を行った時点では、裁判所において、特定の裁判官が平成28年6月21日及び平成30年3月15日に東京高等裁判所長官から嚴重注意を受けたことを公表していなかった。

しかし、その後、同年10月17日に、最高裁判所大法廷により当該裁判官を戒告する旨の決定がされ、裁判所において、同年11月5日の官報に当該裁判官の氏名及び当該裁判官が上記各嚴重注意を受けた事実が記載された決定全文を公示したという事情の変更が生じた。

原判断を行った時点では上記各嚴重注意の事実を公表していなかった以上、当該裁判官に上記各嚴重注意をした際に作成した文書の存否を明らかにしないで不開示とした判断は相当であったと考えているが、上記の事情変更を踏まえると、現時点においては、本件開示申出文書の存否を明らかにして改めて開示等の判断をすることが相当であると考えに至った。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年10月3日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年12月21日 審議
- ④ 平成31年1月18日 審議

- ⑤ 同年2月8日 最高裁判所事務総長から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同月22日 審議
- ⑦ 同年3月15日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、原判断を行った時点及び本件について諮問を行った時点では、特定の裁判官が平成28年6月21日及び平成30年3月15日に東京高等裁判所長官から厳重注意を受けたことが公表されていなかったが、その後、同年10月17日に、最高裁判所大法廷により当該裁判官を戒告する旨の決定がされ、最高裁判所において、同年11月5日の官報に当該裁判官の氏名及び当該裁判官が上記各厳重注意を受けた事実が記載された決定全文を公示したという事情の変更が生じたことを踏まえて、現時点では文書の存否を明らかにして改めて開示等の判断をすることが相当であると考えに至ったとのことである。また、当委員会庶務を通じて確認したところ、特定の裁判官を戒告する旨の決定がされ、官報に当該裁判官の氏名及び当該裁判官が上記各厳重注意を受けた事実が記載された決定全文が公示されている。このように事情の変更が生じ、現時点では本件開示申出文書の存否を答えるだけで法5条に規定する不開示情報を開示することになるとは認められないことを踏まえて検討すれば、最高裁判所事務総長が本件開示申出文書の存否を明らかにして開示等の判断をなしていることは相当である。
- 2 以上のとおりであるから、原判断について、最高裁判所事務総長が本件開示申出文書の存否を明らかにして開示等の判断をなしていることは妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人

別紙

- 1 東京高等裁判所が平成28年6月21日付けで特定の裁判官を嚴重注意処分とした際に作成した文書
- 2 東京高等裁判所が平成30年3月15日付けで特定の裁判官を嚴重注意処分とした際に作成した文書